

## 令和7年11月定例会 一般質問

質問日 12月10日（水）7番

質問者 木下 昌久議員



大阪維新の会、大阪府議会議員団の木下 昌久です。

それでは、通告に従い順次質問させて頂きます。

航空機による傷病者の搬送体制についてお伺いします。本年9月、  
政府地震調査委員会は南海トラフ地震の30年以内の発生確率を6

0%から90%程度以上と見直しました。最も高いランクであり、府内の災害対応力、とりわけ災害医療体制の強化は待ったなしであります。

本年2月定例会では、大規模災害に備えた航空機による医療搬送体制を質問し、健康医療部長から、災害時の大阪国際空港・関西国際空港の使用に関する協定を空港運営会社と締結する予定であることなど、SCU設置・運用の取組みを進めるとの答弁をいただきました。



大阪府は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年度に八尾空港における常設型SCUを整備し、有事には大阪国際空港、関西国際空港にもSCUを設置することとしていますが、この間の能登半島地震の経験や新たな南海トラフ地震の想定を踏まえ、より実効性ある

体制とする必要があります。

そこで、府内3空港におけるSCU運用の現在の進捗と今後の取組について、健康医療部長に伺います。

#### 西野健康医療部長答弁

○南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、航空機による医療搬送体制を強化することは重要であると認識。本年3月に締結した大阪国際空港及び関西国際空港における災害時の空港施設等の使用に関する協定等を踏まえ、現在、3空港におけるSCUの運用に向けた取組みを進めているところ。

○具体的には、3空港ごとに、自衛隊や地元消防、災害拠点病院等で構成するSCU協議会を開催し、南海トラフ地震等の被害想定などを基に、開設や搬送の手順、各機関の役割分担などを確認するとともに、SCUに必要となる資機材の整備を進めている。

○今後、来年2月にSCU開設を想定した訓練を八尾SCUにおいて実施するとともに、訓練の実施結果も踏まえた運営マニュアルを今年度中に策定するなど、航空機による医療搬送体制の強化に取り組んでまいる。

#### (要望)

SCUの資器材整備やマニュアル作成、来年2月の訓練実施は、災害時の実効性確保に極めて有意義な取組と考えます。

継続的に訓練を重ねるとともに、空港ごとに異なる課題も踏まえ、常設型の八尾空港だけでなく、大阪国際空港、関西国際空港でも実動訓練を行っていただきたい。

また、空港と連携した災害医療の取組は、地域住民にも広く知って

もらうことが重要です。大阪国際空港南側に隣接する豊中つばさ公園「ma-zika」は多くの方が訪れており、公園の展示スペースでＳＣＵの取組を紹介することは有用です。私からも豊中市に働きかけますので、府としても是非進めていただきたい。

訓練を通じ、南海トラフ地震に備えた地元市町村や地域病院との連携の在り方を検証・確認しておくよう、強く要望します。

先般、閣議決定された国の総合経済対策における「医療・介護等支援パッケージ」「重点支援地方交付金」についてお伺いします。

介護・障がい福祉分野では、人材不足と近年の物価高騰や賃金上昇などの影響を受ける中、国が定める公定価格による経営のため、急激な物価高騰・賃金上昇に対応することが困難であります。このため、国では介護・障がい福祉分野において、令和9年度に予定していた報酬改定を前倒し、令和8年度中に臨時改定を行う方針であるが、それまでの間、この「支援パッケージ」で対応することとされており、国は、本日の質疑にもあった重点支援交付金の活用と併せ、「支援パッケージ」の主要事業の早期予算化を求めていると聞いています。

先般わが会派でも、社会福祉施設等における、従事者の待遇等について、緊急要望を行ったところであります、他産業との賃金差が生

じている社会福祉施設等の従事者への支援や非常に厳しい経営を強いられている社会福祉施設等への支援をどのように取り組んでいくのか、福祉部長に伺います。

吉田福祉部長答弁

○社会福祉施設等への支援として、府においては、議員お示しの国総合経済対策「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」を活用した施策を実施予定。

○まず「医療・介護等支援パッケージ」については、介護・障がい福祉分野における従事者の賃上げのほか、介護事業者等の円滑なサービス継続のために必要な備品や食材料費の購入補助を、早期に実施するため、補正予算に計上させていただいているところ。

○加えて、全産業平均と比較すると収入が少なく、日々、感染症対策の徹底などを求められながら働く、社会福祉施設等の職員に対する感謝の意を込めて、物価高騰の状況も踏まえ、「重点支援交付金」を活用し、従事者に対し、令和5年度の社会福祉施設等従事者支援事業第2弾の2万円から増額し、3万円のギフトカードの配付を行うほか、社会福祉施設等に対して、光熱費等の支援を行う。

○引き続き、経済対策を活用して、社会福祉施設等への支援を進めてまいる。

### 要望

本施策は、地域の福祉基盤を力強く支える事業として極めて重要であり、現場の期待も大きいと受け止めています。他方で、これまでの同様の補助事業を鑑みると、申請から補助に至るまでの仕組み作りにはかなり苦慮されるものと思います。補助対象者には一日も早い交付を望むが、補助総額も大きく内容も複雑であると思いますの

で、混乱が起こらない様に着実な対応を願う。とりわけ、このスキームの確立は大阪府に委ねられており、府の判断と設計が制度の実効性を左右します。制度趣旨が正確に伝わらず、申請手続の煩雑さ等から“申請控え”が生じることのないよう、周知と伴走的な支援で丁寧に事業を推進して頂くことを要望します。

次に、万博のレガシーの介護現場への実装についてお伺いします。先日、私はA T C エイジレスセンターに設置されている大阪府介護生産性向上支援センターを訪問してきました。

#### 大阪府介護生産性向上支援センターにて体験



2頁

広い体験展示場の一角に相談カウンターが設置され、補助金の対象となる機器も多く展示されており、移乗支援や入浴支援の機器、パワーアシストスツーツなど、様々な機器に実際に触れ、説明を受けながら

ら体験し、これからの中はこうなっていくのかと大変感銘を受けました。

高齢化の進展により介護サービスの需要は高まる一方で、生産年齢人口は減少し、介護に従事する人材の確保と定着は喫緊の課題となっており、介護現場が生産性向上に取り組み、働きやすい環境として選ばれる職場となっていくよう、強力に後押ししていかねばならないと考えます。

また、2025年大阪・関西万博では、ミライ人間洗濯機やコミュニケーションロボットなどの革新的な技術が展示されましたが、これらの万博のレガシーを介護現場に実装していくことが重要であり、技術は日々進化し、機器も洗練されていく中で、介護現場こそ、その恩恵を享受すべきと考えます。小規模な事業所においても、大掛かりな機器導入は困難ですが、ちょっとした便利な機器の導入で負担が大きく減ることもあるだろうから、最新技術を現場に知ってもらい、導入につなげることが必要あります。

そこで、大阪府では、万博のレガシーを活かしながら、どのように介護現場への支援を行うのか、福祉部長に伺います。

### 吉田福祉部長答弁

○万博で展示されたテクノロジーは、介護現場を革新する技術であり、より現場で利用しやすく身近になっていくことが期待される。既に介護現場で実用化されているものや、府において導入費用を補助できる機器も増えており、技術の進化に対応する介護現場への支援が求められる。

○大阪府介護生産性向上支援センターでも万博のレガシーとなる技術を始めとした最新機器を常に把握し、展示のアップデートや丁寧な周知を行い、現場の課題に沿った導入を進めるとともに、しっかりと活用できるまで伴走的に支援を行うことが重要と認識している。

○それぞれの事業所等の課題を一緒に考え、万博のレガシーも活用しながら、介護現場の環境改善に向けたきめ細やかな支援を実施し、人材の確保・定着を強力に推し進めてまいる

次に、**介護職の魅力発信について質問します。**

ただいま介護現場の生産性向上について伺いましたが、人材不足の解消には「働き続けられる環境づくり」とあわせて、介護・福祉の仕事を目指す人、そのものを増やしていく必要があります。

大阪府高齢者計画2024によれば、2040年には府内で6万人以上の介護職員が不足すると見込まれています。目先の対策だけでなく、将来の担い手となる子ども世代に、介護・福祉の仕事の価値を伝える「未来への投資」に取り組むべきと考えます。

大阪府では今年度、「介護職・介護業務の魅力発信事業」において対象を小中学生や、その保護者にまで広げ、先月末には大阪市内で体

験型の謎解きイベントを実施されました。私も会場を訪れ、子どもたちが車いす操作や視覚障がいのある状態を体験し謎解きができるブースが設置され参加者が遊びながら介護に触れていく様子が印象的でした。子どもや保護者から直接話を聞く中で、子どもたちが介護への理解や、思いやりが芽生え始めていることを実感し、極めて有意義な取り組みだと感じました。

### 介護職・介護業務の魅力発信イベントの様子



3頁

これまで高校生等を中心としてきた事業を、さらに低年齢層へ広げたことは、介護現場の未来を見据えた大切な一歩です。

そこで伺います。この魅力発信のターゲットを小中学生にまで広げた狙いと、若年層の心に届く魅力発信を今後どのように進めていくのか、福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

- 議員ご指摘のとおり、将来にわたり介護サービスを維持していくためには、働きやすい環境整備とともに、その魅力や価値を社会全体、特に若い世代に広く伝えていく取組みが不可欠であると認識。
- これまで高校生などを中心に、介護の仕事への理解を深める取組みを進めてきたが、将来の職業を考え始める小中学生の時期に、先入観なく介護・福祉の仕事に触れる原体験を持ってもらうことも、介護の仕事へのイメージの向上や人材確保につながるものであると考え、ターゲットを拡大したところ。
- 今後は、親子で楽しみながら学べる体験型イベント等の開催や、若年層に興味をもってもらいやすい動画などを活用し、介護の仕事が持つ「人から直接ありがとうと言われる喜び」や「人の暮らしを支える専門性」といった本質的な魅力を、分かりやすく、かつ、積極的に発信してまいる。

### 要望

介護人材不足は喫緊の課題でありながら、一足飛びに解決できるものではありません。

ご答弁いただいた施策は中長期的な視点を踏まえた取り組みであり、その着実な推進が重要です。そのうえで、人材不足を補完する現実的な手段の一つが介護機器の導入です。私自身、大阪府介護生産性向上支援センターを視察し、展示ラインナップからすでに企業間競争が始まっていることを肌で感じました。今後は、さらなる技術革新や価格競争も期待され、現場にとっても選択肢が広がる局面に入っ

ていきます。

福祉部におかれでは、こうした市場動向を的確に捉えつつ、導入段階から現場定着に至るまで、伴走型の支援を一層強化されることを強く要望いたします。

次に、**大阪府手話言語条例の現状と今後の取組みについて伺います。**

11月に東京で開催された東京 2025 デフリンピックには約 2800 人が参加し、競技に向き合う選手の姿は、情熱や力強さが伝わってきました。

また、本年 6 月には「手話施策推進法」が施行され、手話言語への理解や共生社会の実現に向けた機運がさらに高まっています。

一方、日常生活を見ると、点字案内は普及しているものの、手話言語に触れる機会は依然として限られています。こうした状況だからこそ、府が積み重ねてこられた取組が確実に広がり、手話言語条例が理念にとどまることなく、実践へ結びつくよう後押ししていくことが重要であると考えます。全国では手話言語条例の制定も進んでいます。

そこで、府内自治体の条例制定状況と、今後府としてどのように普

及啓発を進め、継続的な取組へつなげていくのか、福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

○誰もが安心して暮らせる共生社会の実現にむけて、手話言語の普及は、極めて重要であると認識しております。

○手話言語条例については、府の条例のほか、府内自治体においても地域の実情にあわせ独自に制定されており、今年度制定された3団体を含め、令和7年12月時点で、府内29団体で制定されているなど、条例制定の動きが広がっております。

○大阪府においては、手話言語条例の理念を踏まえ、府民の理解促進のため、関係部局や関係団体と緊密に連携しながら、企業などを対象とした社会人向け手話講座や東京2025デフリンピック応援イベントを実施するなど様々な機会を通じて、言語としての手話の意義を広く発信し、社会における認知度向上を図ってまいりました。

○今後は、デフリンピックを契機に高まった機運を一過性のものとせず、府民が手話をより身近に感じられる環境づくりを進めることが重要であると考えております。当事者や関係団体のご意見を丁寧に伺いながら、条例に基づく施策を着実に推進し、府民の理解と関心を深める取組みを充実させてまいります。

次に、**大阪府内の児童・生徒の手話教育について伺います。**

府では手話言語条例に基づき、相談支援、教員向け手話講座、手話言語獲得支援者の養成・派遣など、幅広い支援を行い、子どもたちが学ぶ場の確保に努めてこられています。

特に、子どもたちが日常的に手話に触れる“教育の場”的役割は極

めて重要です。

私の地元豊中市では、「手話言語アクションプラン」を策定し、啓発動画や教材を整備するなど、児童・生徒を含む市民が手話に触れる機会を計画的かつ体系的に広げる取組が進められており、大変示唆に富む事例であると思います。

一方、府全体でどの程度取り組みが広がっているのか、十分に可視化されていない面もあります。学校現場の多忙さに配慮しつつも、道徳など既存の枠組みを活用し、挨拶や自己紹介など基本的な手話に触れる機会を全ての子どもに保障できれば、手話が“生きた言語”として根付く大きな一歩になります。動画教材やろう者との交流、歌やゲームを取り入れた学びも効果的であると考えます。

手話ができる子どもが増えることで、多様性を尊重し誰もが安心して参加できる地域共生社会づくりにもつながります。

そこで、府内児童・生徒が手話に触れる取組の現状と、基本的な自己表現ができる程度の手話を学べるよう、府としてどのような支援を行っているのか、教育長に伺います。

(水野教育長答弁)

○府内小学校で使用している国語科や音楽科の教科書の半数には、言語として

の手話が巻末教材として掲載されており、手話を学ぶ機会が設けられている。

○また、学校教育活動の一環として、手話を取り入れた活動を実施している小中学校もある。その取組例として、総合的な学習の時間や学校行事等で手話を用いた歌唱を行ったり、手話で挨拶や自己紹介、さらには発表をしたりしている。加えて、聴覚障がいのある方を講師に招いた講演や手話体験を実施し、人権や共生社会についての学びにつなげるなど、各学校の実態に応じた取組みが行われているところ。

○府教育庁では、市町村教育委員会に対して、手話をはじめとする障がい理解教育の各校での取組み及び手話言語条例の内容等について周知しており、今後も引き続き、手話言語条例が制定されている市町村の取組みについて、好事例の共有を図ってまいる。

## 要望

大阪府手話言語条例は、理念にとどめることなく、教育現場や社会のあらゆる場面において、手話が自然に根づく環境づくりへとつなげていくべきです。

1995年頃、酒井法子さん主演のドラマ『星の金貨』が社会現象となり、手話で想いを伝える姿が大きな反響を呼び、手話教室の受講者が急増したことは、手話が一気に社会へ広がる契機となりました。

この出来事は、社会を動かすのは制度だけでなく、心を動かす象徴的な存在や強い発信力にあることでもあると思います。

我々府議会議員も、市町村と連携をするなど、この条例に実効性を持たせる取り組みを積み重ねることも、社会的理解と共感を生み、機

運が醸成されるものであると思います。

そうした取り組みの中で、次回デフリンピックの大阪開催へとつなげていけるのではないかと期待も高めつつ。誰もが言語的多様性を尊重し合える、共生社会を府民が実感できるよう、府として更なる推進を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

（手話で）ご清聴いただき誠にありがとうございました。

